

# 県民の皆様へのお願い

～ 新型コロナウイルス感染症対策を定着させよう～

- ◆ 従来型ワクチンを上回る重症化予防効果が期待される**オミクロン株対応ワクチンの接種を積極的に検討してください。**
- ◆ **日頃から**3密を回避し、換気・マスクの正しい着用・手指消毒・毎日の健康観察を習慣化しましょう。
- ◆ **会食や友人との交流の際は**、できるだけ大人数、長時間の集まりを控えてください。
- ◆ 発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、**少しでも症状がある場合**、通勤、通学、外出、会食を控えてください。

- 流行を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項(以下「法」という。)の規定により、県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行います。
- 医療のひっ迫が懸念される場合は、対策を強化します。感染対策へのご協力をお願いします。

# 1 ワクチン接種は

- 法24条第9項 協力要請
- 法によらない協力依頼

## オミクロン株対応ワクチンの接種をお願いします。

- 12歳以上の対象者につきましては、重症化予防効果と今後の変異株に対する有効性が期待されるオミクロン株対応ワクチンの接種を、積極的に検討してください。
- ワクチン接種を最新の状態にすることで、入院や死亡のリスクが低下します。高齢者施設等の入居者やデイサービスの利用者は、集団感染のリスクが高いため、できるだけ接種を進めてください。
- 冬場における季節性インフルエンザの流行が懸念されるので、インフルエンザワクチンの定期接種もお願いします。

## 日頃から

### 感染対策を心がけ、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えましょう

- 外出・移動が必要な場合、「密集・密接・密閉」を回避するようお願いします。
- 換気、マスクの正しい着用、手指消毒、毎日の健康観察を習慣化しましょう(特に、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦)。
- 感染に備え、家庭には、少なくとも3日分の食料と医療用の抗原検査キット、解熱剤等の医薬品を常備しましょう。
- 沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)で、感染状況やワクチン接種など情報を発信しておりますので、ご活用ください。

# 3 会食や友人との交流の際は

### できるだけ大人数、長時間の集まりを控え、屋内や会話する場面ではマスクを着用しましょう

- 子どもが集まる場面(学童、学習塾等)では、換気やマスクの正しい着用などの感染対策を大人がチェックすること。
- できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と会食を行うこと。大人数で会食を実施する場合は、できるだけ検査で陰性を確認すること。
- 大人数でマスクを外すイベントは控える、又は検査で陰性を確認しましょう。
- 会食にあたっては「感染防止対策認証店」を利用し、感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えること。
- 感染防止対策認証店以外の店を利用する場合、4人以下2時間以内で行うこと。

## 体調不良のときは

### 発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出、会食を控えてください

- 風邪症状を認めるときには、1週間程度は重症化リスクの高い高齢者、妊婦等には会わないように注意してください。
- 体調不良でコロナが疑われる場合、軽症であれば医療用の抗原検査キットを活用するか、県のコールセンターに相談してください。
- 救急医療を守るため、軽症の場合や検査目的での救急病院の受診は控えるとともに、救急車の適正利用をお願いします。

# ワクチンを接種しましょう！

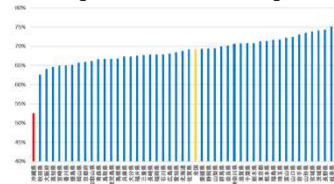
## 1. ワクチン接種率は全国最下位

沖縄県はワクチン接種率が全国最下位となっています。

ワクチン接種による**発症予防・重症化予防効果**が報告されています。

冬の流行に備えて、**ワクチン接種を最新の状態**にしましょう。

4回目接種率：60歳以上  
(2022/09/27)



赤が沖縄県、  
青は他県、  
黄色が全国平均

## 2. オミクロン株対応ワクチンの接種が始まっています

追加接種(3回目以降の接種)を是非検討してください。

沖縄県広域接種センターでは、**副反応の少ないノババックスワクチン**もあります。

イベントに参加される方や旅行される方は**ワクチン接種をすると安心**です。

県広域ワクチン接種予約はコチラ



## 3. 罹患した人も接種をお願いします

自然に感染するよりもワクチン接種の方が、新型コロナウイルスに対する**血中の抗体価が高くなる**ことや、**多様な変異に対する抗体の生産**も報告されています。

**感染歴のある方**に対する追加接種については、**3か月**が一つの**目安**となっています。

詳しい情報はこちら(厚労省HP)



## 4. インフルエンザワクチンについて

10月以降、**早めの定期接種**をお願いします。

定期接種に当たっては、お住まいの**市町村からの通知**やホームページなどを**ご確認ください**。

インフルエンザワクチンは、新型コロナワクチンと同日に接種することが可能です。

市町村担当窓口一覧はこちら(県HP)



## 来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】  
【来訪後:法24条第9項 協力要請】

- 来県前には、十分な健康観察を徹底した上でお越してください。体調不良の際には来県を延期いただき、改めての来県をお待ちしております。また、来県前・来県時においては、基本的な感染対策の徹底をよろしくお願いいたします。
- 修学旅行で来県される方々は、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。
- その他、旅行等で、来県する前には、旅行開始の2週間前までにワクチン接種を最新の状態にすることを推奨します。
- 帰省や民泊、イベント参加など旅先での感染リスクが高い場合、PCR等検査で陰性を事前に確認してください。
- 持病のある方は、旅行中無理をせず体調管理を心がけましょう。また、ご自身が日頃処方されている薬を把握し、来県する際には、持病の薬を旅行日程分より多めに持参してください。
- 沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)で、感染状況など情報を発信しておりますので、ご活用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。  
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】  
電話番号:098 - 840 - 1677 運営時間:8:00 ~ 21:00(年中無休)

## 飲食店等の皆様へ

【 :法24条第9項 協力要請】  
 【 :法によらない協力依頼】

対象施設	(飲食店)飲食店(宅配・テイクアウトを除く) (遊興施設・結婚式場等)バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p>                     沖縄県感染防止対策認証店については、引き続き、業種別ガイドラインの遵守など、感染防止対策を徹底し、「安全・安心な店」づくりをお願いします。                 </p> <p>                     店舗内の衛生管理:店内の十分な換気を行うことや、お客様が触れる場所・器具の消毒                 </p> <p>                     従業員等の安全衛生管理:従業員の就業前の日々の検温等体調管理の徹底、ワクチン接種推奨                 </p> <p>                     お客様の安全:入店時の検温、手指消毒の徹底、余裕をもった配席など                      (軽度であっても発熱その他の症状のある方の入店のお断りや、お客様への感染防止対策の協力の周知) 等                 </p> <p> <b>沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、同一グループ・同一テーブル原則4人以下とすること。</b> </p> <p> <b>沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、利用者に利用時間を2時間以内とする呼びかけをお願いします。</b> </p> <p>                     沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、感染防止対策を徹底し、早期に「沖縄県感染防止対策認証制度(第三者認証)」を取得することを推奨します。                 </p>

- ◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催をお願いします。
- ◆ その際、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれのエリアで、収容定員の半分まで可(大声あり)・収容定員まで可(大声なし)とします。

	施設の収容定員( 1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可( 3)	収容定員の半分まで可( 3)
大声あり( 2)	収容定員の半分まで可		

1: 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

- ・大声なし 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。
- ・大声あり 十分な人と人との間隔(最低1m)を空けることとする。

2: 「大声」は、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

3: 感染防止安全計画の作成・実施を条件に人数上限は収容定員まで可能となる。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- 参加者が**5,000人超かつ収容率50%超のイベント**(収容定員が設定されていない場合においては、**5,000人超の参加が見込まれ、かつ十分な人と人との間隔が確保できない(身体的距離が1m確保できない)イベント**)については、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。
- 県が求める要請を満たさない場合は、要請に沿って見直すか又は自粛すること。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種を最新の状態にするか又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- 飲食を提供する場合、**主催者は会場内に飲食するエリアを指定して、それ以外の場所では飲食しないよう求めること。**ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- アルコールを提供する場合は、指定された飲食エリア以外では飲酒しないよう求めるとともに、飲食エリア内であっても長時間の飲酒や大声など感染リスクの高い行動を防ぐための呼びかけを行うなど、適切な感染対策をお願いします。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること。  
(詳細は「イベントの開催制限について(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>)」を確認)

- ◆ イベントに参加する方々は、基本的な感染対策の徹底と直行直帰等感染リスクの低減を図る取組をお願いします。

## 商業施設、集客施設の皆様へ

【法24条第9項 協力要請】

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を実施すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- 入場者が密集しないよう整理・誘導（特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと）
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置  
（特にフードコートについて、アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底などの措置）

## 事業者の皆様へ

【法24条第9項 協力要請】

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 従業員が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該従業員を出勤させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。
- 在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること。
- 業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること。
- 職場でワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備をお願いします）。
- 子どもの自宅療養や小学校等の臨時休業に対応するため、従業員が看護や世話をしやすい環境を整備すること（小学校休業等対応助成金等の活用による従業員の有給休暇制度の創設等をお願いします）。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。

## 高齢者施設、障害者施設へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。
- 施設利用者への感染を防ぐため、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、事前の検査など感染防止対策を行った上での面会実施、通所施設での導線の分離など感染対策を徹底すること。
- 従業員向け定期検査を行い、従業員や利用者へワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備をお願いします）。

## 各市町村における県と連携した取組の実施

【法24条第9項 協力要請】

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 接種主体である市町村におかれましては、3回目及び4回目のワクチン接種の加速化を図ってください。
- ケアマネージャーをはじめ介護福祉関係者を通じて、要介護高齢者の接種状況の確認と接種の勧奨をお願いします。
- 地元市町村で行われるイベントについて、県の基準を満たさないものは、対処方針の要請に沿って見直すか自粛を促すこと。

## 学校等へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本とし、換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気やマスクの正しい着用等を行う。
- 特に感染リスクが高い教育活動( )については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える。感染が拡大していない地域でも、慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- 健康観察表や健康観察アプリなども活用しながら、教職員及び児童生徒等の健康観察を徹底し、体調不良時は出勤、登校及び部活動等を控えるよう周知すること。
- 気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を実施する。屋外では、周囲に人がいなければマスクを外すことを周知する。
- 部活動は、感染リスクが高い活動( )を控えるなど感染防止対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 小中学生・高校生の有症状者及びその濃厚接触者となりうる同居家族が、自宅で抗原定性検査が実施できる「RADECO」の活用を促進すること。
- 教職員や児童生徒等が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該教職員等を出勤、登校させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。

例：音楽における室内近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器の演奏、体育における密集する運動等  
(オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について【第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会】より)



# 季節性インフルエンザワクチンに関するお知らせ

## ～接種を希望される高齢者のみなさまへ～

**定期接種対象者（65歳以上の方等）注で、インフルエンザワクチンの接種を希望される方は、お早めに接種をお願いします。**



南半球のオーストラリアでは、例年よりも数か月早くインフルエンザの流行が確認されています。インフルエンザワクチンにはインフルエンザの重症化を防ぐ効果があります。

**注 65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等**

- ※ 定期接種の開始日は、お住まいの市町村で異なりますのでご確認ください。
- ※ 接種を希望される定期接種対象者以外の方も接種を行うことが可能です。

## 皆様へのお願い

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行も懸念されることから、マスクの適切な着用、手洗い、三密の回避や換気などの基本的感染対策の徹底もお願いします。
- ・ 接種に当たっては、あらかじめ医療機関に**お電話等でご連絡いただき、予約**をお願いします。
- ・ インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いします。
- ・ インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同日に接種することが可能です。
  - ※ 新型コロナワクチンについては前回接種からの間隔等の要件があることから、必ず同日に接種できるわけではありません。